



# 合併協議会だより

発行：伊勢市・二見町・小俣町・御園村任意合併協議会

〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 三重県営サンアリーナ内 TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022



▲ 10月9日に県営サンアリーナで開催した第14回協議会

## 合併推進の意思を確認

### 任意合併協議会の

### 今後の対応などを協議

### 第14回協議会

伊勢市・二見町・小俣町・御園村は、合併に向けた正式協議を進めるため「法定合併協議会」の設立を目指しましたが、小俣町議会で否決されました。今後は11月の小俣町長選挙の結果を見守りつつ、対応を協議していきます。

これまでに任意合併協議会で調整・策定してきたことを踏まえ、今後、合併に必要な「新市建設計画」の作成や「合併協定項目」、「事務事業」などの正式協議を進めていくには、速やかに「法定協」を設立する必要があります。そのため、8月25日の第13回協議会では、9月末に各市町村議会の議決を得て、10月1日に「法定協」へ移行すること

を確認しました（2ページに詳細を掲載）。

しかし、9月25日に開催された各市町村議会では、伊勢市と二見町、御園村は関連議案の可決を得たものの、小俣町は賛成少数で否決され、町長が辞任する結果となりました。この不測の事態により、10月1日の4市町村での「法定協」設立は不可能となり、9月29日に予定していた第14回協議会も一時延期しました。

その後、日程を10月9日に変更して開催した第14回協議会では、森井忠己小俣町長職務代理者と廣政男議長からこれまでの状況や今後の希望などが報告され、これを受けて今後の協議会の方針などを協議しました。各委員からは様々な意見が出たものの、引き続き合併を推進する意思に相違はなく、最終的に「このまま任意合併協議会を存続させ、11月16日の小俣町長選挙の結果を見守る」こととなりました。

# ケーブルテレビ関連と

## 法定合併協議会設置を協議

### — 第13回任意合併協議会で —

8月25日の第13回協議会では、「財政シミュレーション」、「庁舎・機構等の調整方針」の報告と継続協議の「広報広聴関係

事業（その1）」、それに「法定合併協議会の設置」について協議しました。報告・協議内容の概要は、次の通りです。



▲8月25日に県営サンアリーナで開催した第13回協議会

#### ■新市財政フレイム試算

新設合併した場合の財政運営の課題等を検証するため、新市の財政フレイムを試算し、シミュレーションを行いました。その試算結果や課題等を報告したものです。

#### ■庁舎・機構等検討委員会の検討結果

新市の庁舎の利用方法や職員の身分の取り扱い、事務組織・機構など

は、個々での調整が困難なことから、4市町村の関係者で委員会を組織し、総合的・横断的に協議・検討を行いました。その調整方針を報告したものです。

#### ■広報広聴関係事業（その1）

継続協議になっていたケーブルテレビに関しては、項目を細分化し、再度、検討を重ねました。

- ケーブルテレビ局・施設 現在、御蔭村が保有している「局」は合併時に廃止し、施設は株式会社アイ・ティー・ビーに移譲します。
- 行政放送 現在、4市町村が個々に実施している行政放送は、チャンネル・放送内容を統一します。

- 視聴料 伊勢市と二見町・小俣町で格差のある「一般放送」「ベータシック放送」の視聴料は、ともに低い額で統一するようアイ・ティー・ビーと調整し、御蔭村は合併後10年間は現行通りとします。

- 加入金補助 伊勢市には補助制度がなく、二見町と小俣町は2分の1補助、御蔭村は加入金が不要です。伊勢市、二見町、小俣町の3市

- 引込工事費 御蔭村の引込工事費は、合併後10年間は現行通り新市で負担します。

- 宅内工事費補助 これも加入金と同様、伊勢市には制度がなく、二見町と小俣町は半額（上限5千円）補助を行い、御蔭村は村が全額負担しています。伊勢市、二見町、小俣町は補助を行う方向で合併まで

に統一し、御蔭村は合併後10年間は現行通りとします。

#### ■法定合併協議会の設置

これは、前回の協議会で提案した規約案と予算案をもとに、「各市町村で検討の上、次回、改めて協議すること」になっていたものです。

地域住民の福祉の向上と新たな時代にふさわしいまちづくりのため、4市町村は、平成14年8月16日に任意合併協議会を設立し、これまで1年余りにわたって、市町村合併に関わる協議を進めてきました。これまでに協議会で調整・策定してきたことを踏まえ、「新市建設計画」の作成や「合併協定項目」、「事務事業」などの正式協議を進めるには、今後、速やかに「法定合併協議会」を設立する必要があります。そこで、9月下旬の同日に各市町村議会の議決を得て、10月1日に「法定協」へ移行することを確認しました。

# 合併後16年間で237億円のメリット

## 財政フレームの試算で 新市の課題を検証します

**目的** 4市町村が新設（対等）合併した場合の財政運営上の課題等を検証します。

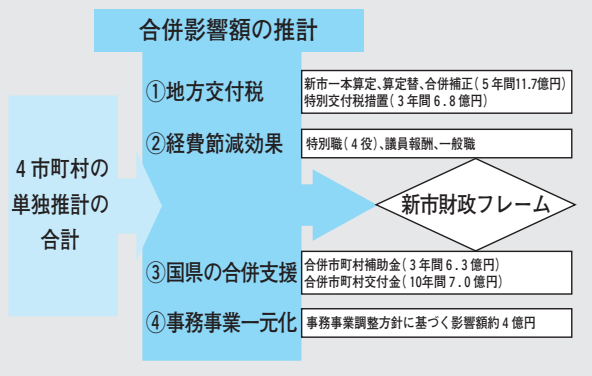
**前提条件** 現在の経済状況や行財政制度に変化がないものとします。

**試算期間** 平成17年度から平成32年度までの16年間。

**試算範囲** 普通会計の範囲（国保・老健・介護、企業会計等を除いたもの）。

**基準** 原則として平成11年度から平成14年度までの4か年の平均値を利用しています。

### 試算の方法



### 試算の際の歳入・歳出項目別の主な留意事項

#### 歳入

**地方税** 固定資産税と都市計画税を除き、人口推計値と連動。なお、試算では想定していませんが、今後、三位一体の改革で、国庫支出金廃止・縮減に伴う税源移譲の可能性があります。

**普通交付税** 国の交付税総額の抑制により地方の交付税への依存を低下させる見込みから、3分の1程度の削減があるものとして試算しています。

**臨時財政対策債** 国の交付税総額に不足する財源について、赤字地方債を認める臨時措置（平成13～15年度）が取られており、平成16年度以降も継続が必至ですが、これは見込まず、また、既発行（約51億円）の元利償還金への交付税算入もしていません。

**合併特例債** 地域振興基金造成分（33.6億円）のみを算入し、建設事業については発行しないものとして試算しています。

#### 歳出

**人件費** 特別職（4役）と議員定数削減に伴う影響額を算入。一般職員は類似団体の職員数の10%減(1,029人)を目標に定年退職者不補充として試算しています。

**普通建設事業** 基準値と同額（93億円）で推移するものとして設定。なお、財源としての合併特例債は見込んでいません。

#### その他

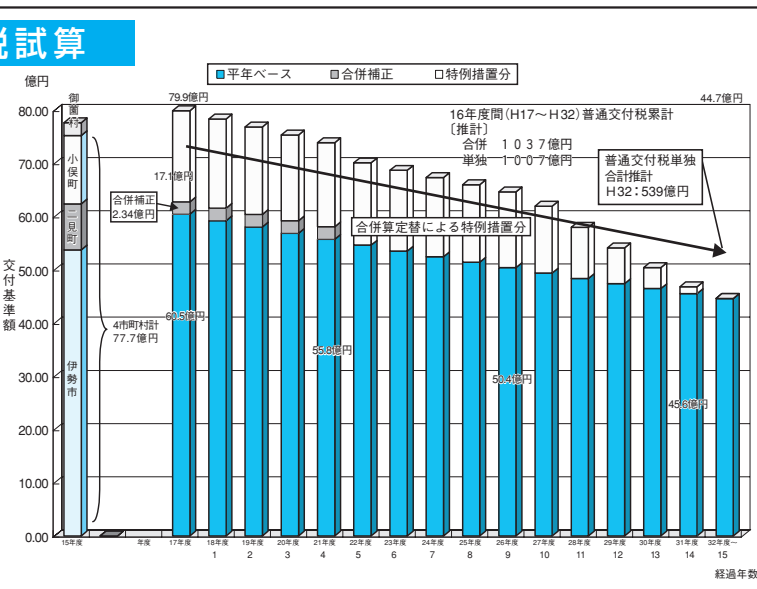
合併前後の収支の差を明らかにするため、基金からの繰り入れや繰越金は見込んでいません。

### 普通交付税試算

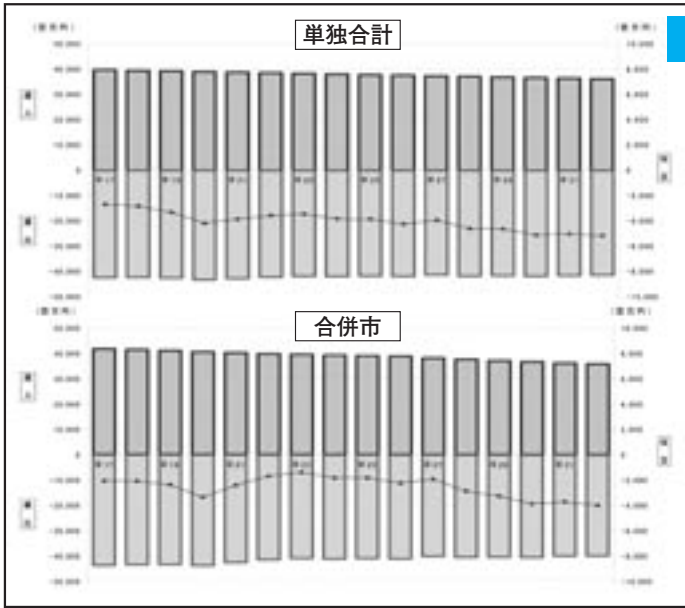
平成15年度の4市町村の普通交付税は77.7億円ですが、16年度は予測資料に基づいて4.2%程度を減額し、それ以降毎年2%ずつ、平成16年度普通交付税の3分の2になるまで縮減される前提で推計しています。

17年度以降の棒グラフで、一番下の緑の部分が新市として算定した場合の普通交付税の推計値です。そして灰色の部分が合併補正で、5か年にわたり毎年2.34億円が上乘せされます。一番上の白い部分が合併算定替の特例措置で、10年間は合併がないものとして交付が見込まれ、その後5年間にわたって激変緩和措置が取られます。一方、4市町村が単独のまま合併しない場合を図の中の太い矢印で示していますが、右肩下がりです。

平成32年度の合併算定替の特例措置終了年度には、単独であった場合の普通交付税の合計53.9億円に対し、合併市では44.7億円と約8割程度で推計しています。







## 財政シミュレーション

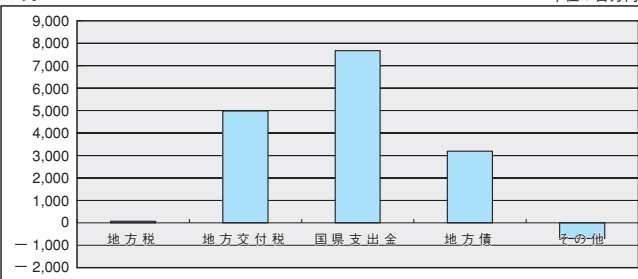
上は4市町村が「合併しなかった場合」の合計のグラフ、下は「合併した場合」のグラフです。平成17年度から平成32年度までの16年間で年度別に推計し、それぞれ棒グラフの上部分が歳入、下が歳出で、目盛りは左側に百万円単位で金額を表示しています。折れ線グラフは収支を表し、額は右側の目盛りで表示しています。

今回の条件設定では、収支はいずれもマイナスであり、財政見通しとしては大変厳しい結果となりました。「合併しなかった場合」では、年度ごとの収支の赤字幅が27億円から52億円と推移するのに対し、「合併した場合」は、少ない年で14億円、多い年で40億円となっています。

実際の財政運営では、収支がマイナスとならないよう、その時点での経済見通し等を勘案しつつ、繰越金や基金の繰り入れ、投資的経費等の調整により、財政の健全化を図ることとなりますが、このグラフからは、合併した方が財政的には有利であると判断できます。

## 歳入

単位：百万円



区分	累計額
地方税	66
地方交付税	4,978
国県支出金	7,671
地方債	3,192
その他	-696
歳入合計	15,212

国・県の財政支援措置、権限の拡大により  
**152億円の歳入増が見込める。**

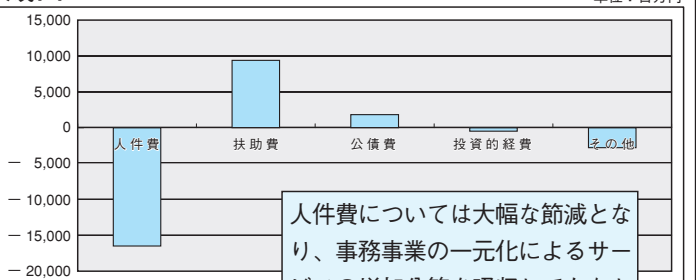
左上のグラフの歳入合計では、16年間の比較累計で約152億円の増加が見込まれます。地方税は3町村の個人均等割の増額による6,600万円の増加。地方交付税は合併補正による11.7億円と特別交付税の6.8億円、合併特例債発行の元利償還金算入分12.8億円のほか、生活保護費算入や合併算定替による増加分で50億円近い伸び。国・県支出金は国の合併市町村補助金6.3億円、県の合併市町村交付金7億円、そのほか合併による生活保護事務増による年間3億円程度の増加。地方債は地域振興基金を造るための合併特例債の発行。その他は合併に伴う事務の一元化により、分担金・負担金、使用料・手数料を低く調整した影響でわずかに減額となっています。

次に右上のグラフの歳出合計では、約85億円が削減される見込みです。人件費は16年間で約165億円が削減されます。一般職員は平成23年の目標達成時点で給与費だけで年間10億円近く、共済組合負担金も含めれば13億円程度の節減。市町村長、助役、収入役、教育長の特別職の人件費も年間1.3億円程度の削減。議会議員の身分はその方針を協議中ですが、仮に任期の特例を最大2年間適用した場合でも16年間の累計は「合併しなかった場合」に比べて13億円以上削減できます。扶助費は3町村分の生活保護の事務が移管される影響で年間5億円程度が必要で、それ以外は住民サービスを高い方に調整する影響が出ているものと考えられます。公債費は地域振興基金の合併特例債発行にかかる元利償還金が微増。投資的経費は事務事業一元化に伴う小型合併浄化槽の補助金関連のわずかな減少。その他は事務の合理化と総人口の減少による経費節減を反映して減少すると推計しています。

## 16年間の歳入・歳出差額(合併一単独)累計

### 歳出

単位：百万円



人件費については大幅な節減となり、事務事業の一元化によるサービスの増加分等を吸収してもなお**85億円の歳出削減**となる。

区分	累計額
人件費	-16,483
扶助費	9,380
公債費	1,831
投資的経費	-492
その他	-2,777
歳出合計	-8,540

## 新市の課題

これらのことから、合併した場合の16年間で、歳入歳出差し引き約237億円の財政上のメリットが推計され、先行き大変厳しい財政環境ではあるものの、合併した方が財政的に有利であることがわかります。

また、行政の効率化に努め、国からの財政支援のある間に、新市のまちづくりのための財政基盤を強化しておくことが重要です。そのため、合併後も行財政改革を継続し、住民の要望に迅速に対応できる財政システムの確立、限られた財源の中で住民ニーズに対応した施策が推進できるシステムの早期確立が重要な課題であると考えられます。

# 市町村合併について ご意見をお寄せください

伊勢市・二見町・小俣町・御園村任意合併協議会では、市町村合併に関するご意見やご提案、協議会だよりをご覧くださいの感想など、皆様からのお便りを募集しています。  
この用紙を点線部分で切り取り、のりで貼り付けてポストに投函してください(切手は不要です)。なお、お寄せいただいたご意見等は、協議会だよりやホームページに掲載させていただくことがあります。

◇該当するところを○で囲んでください。

【住所】 伊勢市・二見町・小俣町・御園村  
その他

【性別】 男 ・ 女

【年齢】 10代・20代・30代・40代  
50代・60代・70歳以上

ここに折り

お願い! ……楷書で丁寧に書きください

## ご意見記入欄

●このご意見を公表してもよろしいですか。  
はい ・ いいえ

のりしろ

# 伊勢市役所を新市の本庁舎、 3町村役場を総合支所に

## ―庁舎・機構に関する調整方針―

合併協定項目の「新市の事務所の位置」(庁舎の利用等の方法)、「一般職員の身分の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」は、個々の専門部会での調整が困難なことから継続協議となったため、4市町村の助役、幹事、関係課長の13名で委

員会を組織し、総合的・横断的に協議・検討を行ってききました。

庁舎・機構に関する調整方針では、住民の利便性や交通事情、関連する他の官公署との関係から、現在の伊勢市役所を新市の本庁舎とし、二見町役場・小俣町役場・御園村

役場は総合支所に位置付けます。そして、現在の伊勢市の組織体制を基本に、当面、内部管理的なものは本庁舎に集約し、総合支所は従来の住民サービス業務をほぼ引き継ぎつつ、総合支所方式と分庁方式をミックスしたものととして、段階的な整備を行います。また、現在の伊勢市の9か所の支所は、当面、現行のまま存続させ、戸籍住民関係中心の窓口業務を行います。合併後、3年間で

役割、業務、職員配置等のあり方を検討していきます。職員の方の取り扱いは、業務量や内容を調査し、適正な人員配置に努めながら、合併後10年間で類似団体の一般職員数よりも10%少ない数(千29人)を目指すこととし、当面、定年退職者の補充は行わない予定です。

なお、これらの項目は、今後設立する「法定合併協議会」で協議し、決定

することになります。

▲新市の本庁舎として提案された伊勢市役所



✂ キリトリ線

✂ キリトリ線

# 今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

## ■第15回協議会

▼第14回協議会の傍聴席

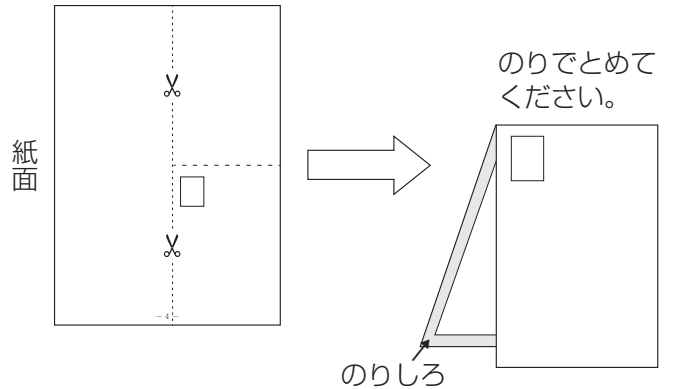
申し訳ありませんが、現在のところ、次回協議会のスケジュールは決まっています。決まり次第、新聞紙上やホームページなどでお知らせしますので、ご了承ください。



✂  
キ  
リ  
ト  
リ  
線

# 返信用封筒の作り方

この部分は、協議会へのご意見送付用封筒としてご利用いただけます。  
図のように切り取ってのりでとめてください。



市町村合併に関するご意見をお寄せください。



## 各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

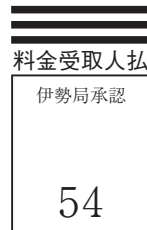
- **伊勢市市町村合併推進課**(職員は協議会事務局に常駐)  
TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-5605  
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp
- **二見町企画課**  
TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754  
E-mail info@town.futami.mie.jp
- **小俣町総務課**  
TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454  
E-mail info@town.obata.mie.jp
- **御園村企画室**  
TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404  
E-mail misono@amigo.ne.jp

## 協議会事務局

- **伊勢市・二見町・小俣町・御園村任意合併協議会**  
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内  
TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp  
URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/>

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

— や ま 折 り —



届出有効期間  
平成16年3月  
末日まで

5 1 6 8 7 9 0

伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内

✂  
キ  
リ  
ト  
リ  
線

伊勢市・二見町・小俣町・御園村  
任意合併協議会事務局 行



5 1 6 8 7 9 0

10